

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

記

1. 監査対象

施設名： 小山市駅南児童センター
小山市城北児童センター
指定管理者： 特定非営利活動法人アデット
所管課： 保健福祉部 こども課

2. 監査期日

令和元年6月26日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び小山市駅南児童センター、小山市城北児童センターの管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【こども課】

- ・収支の状況は、施設経営状況や指定管理料が適切かどうかを判断するために正確でなければならない。所管課として、毎年度収支決算報告書をチェックするのみならず、協定締結の際にも、指定管理料が人件費、事業費、一般管理費などに適正に反映されているかをチェックすべきであり、所管課として対応可能な体制を整える必要があると考える。
- ・所管課として、指定管理者が制度導入の成果を効果的に達成するため、適切に指導、助言、評価が行えるような業務フローや事務フローを策定すると共に、そこから想定されるリスクとその対応策等、指定管理者側の内部統制についても積極的に関与すべきと考える。所管課と指定管理者間での内部統制機能が円滑に働くことにより、指定管理者による事業運営の充実が図られることを期待する。